

日本標準産業分類の改定に伴う「百貨店、総合スーパー」の取扱い等について

1 日本標準産業分類の改定の概要

令和5年6月、日本標準産業分類の改定が告示され、**令和6年4月1日に施行予定**とされています。
改定の主な内容は、「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、「,」（カンマ）の「,」（読点）への修正等の設定などとなっています。

2 日本標準産業分類の改定の影響を受ける特定最低賃金

現在設定されている特定最低賃金において産業分類の改定の影響を受ける主な産業は、「**糖類製造業**」、「**各種商品小売業**」、「**百貨店、総合スーパー**」の3種（改定の内容な次の表を参照）。このほか「,」（カンマ）の修正により、多くの特定最低賃金において改正の対応が必要となります。

<旧産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名
09			食料品製造業
	095		糖類製造業
56			各種商品小売業
	561	5611	百貨店, 総合スーパー
	569	5699	その他の各種商品小売業 (従業者が常時50人未満のもの)
58			飲食料品小売業
	589	5891	コンビニエンスストア
60			その他の小売業
	603	6031	ドラッグストア
	609	6091	ホームセンター



<新産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09			食料品製造業	
	095		砂糖・でんぷん糖類製造業	名称変更
56			各種商品小売業	
	561	5611	百貨店	「百貨店, 総合スーパー」 を分割して新設
	562	5621	総合スーパーマーケット	
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	均一価格店	新設
	569	5699	その他の各種商品小売業	名称変更

3 日本標準産業分類の改定を踏まえた「百貨店、総合スーパー」の取扱いのポイント

- 現在設定されている「百貨店、総合スーパー」の適用対象業種の範囲を変更（＝百貨店を除く）するかどうかにより、**申出方法が変わります。**
- 適用対象業種の範囲を変更するものではない（＝百貨店を残す）場合は**改正**と取り扱い、**範囲に変更が生じる（＝百貨店を除く）場合は新設**として取り扱うようになります。
- **改正と新設とで申出の要件が異なること（労働者の1/3or1/2）に留意**が必要です。
- 改正、新設、廃止の各ケースにおける申出及び決定の際の件名については、右表のとおりとなります。

	申出	決定
改正	旧	新
新設	新	新
廃止	旧	旧

（旧：旧産業分類、新：新産業分類）

改正の官報公示例

現 行

島根県百貨店、総合スーパー最低賃金

1 適用する地域

島根県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。)を営む使用者

改正決定

島根県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

1 適用する地域

島根県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で百貨店、総合スーパーマーケット、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。)を営む使用者